

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和4年8月23日

鹿児島県立埋蔵文化財センター 所長 中原 一成



1 入札に付する事項

- (1) 借入れをする物品等の名称及び数量
整理作業用パソコン等の賃貸借一式
- (2) 借入れをする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期限
令和4年9月30日
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 借入期間
令和4年10月1日から令和7年9月30日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）に基づく知事の入札参加資格を受け、入札参加資格を有すると認められた者（入札参加資格の効力を停止されている者を除く。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時 令和4年9月2日（金）午後1時30分
イ 場所 鹿児島県立埋蔵文化財センター2階 研修室

(3) 入札説明書

入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

4 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、別紙「入札保証金納付書」により、次の(2)に定める期限までに納付すること。ただし、次の(3)に該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(1) 入札保証金の納付方法

- ア 現金
イ 政府の保証のある債権
ウ 契約担当者が確実と認める金融機関（出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振出し又は支払保証をした小切手。
エ 契約担当者が確実と認める金融機関が引受け又は保証若しくは裏書をした手形。
オ 郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行が発行する普通為替証書又は定額小為替証書（差出人が受取人を指定しないものに限る。）

(2) 入札保証金の納付期限及び場所

- ア 納付期限 令和4年9月2日（金）午後1時10分
イ 納付場所 鹿児島県立埋蔵文化財センター 総務課

(3) 入札保証金の免除

- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を

被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体当該一般競争入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

5 契約保証金

(1) 契約保証金の納付

落札者は、契約金額の100分の10以上の金額を、契約を締結しようとする時に納付すること。ただし、次の(4)に該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付される

(2) 契約保証金の納付方法

ア 現金

イ 政府の保証のある債権

ウ 契約担当者が確実に認める金融機関（出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振出し又は支払保証をした小切手。

エ 契約担当者が確実に認める金融機関が引受け又は保証若しくは裏書をした手形。

オ 郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行が発行する普通為替証書又は定額小為替証書（差出人が受取人を指定しないものに限る。）

(3) 契約保証金の納付場所

鹿児島県立埋蔵文化財センター 総務課

(4) 契約保証金の免除

ア 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体との種類及び規模をおおむね同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。ただし、建設工事請負契約で、契約金額が500万円を超える場合を除く。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 送付、電報又は電送の方法による入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

8 最低制限価格

設定しない。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 その他

入札説明会は開催しない。

仕様書等の内容に質問がある場合は、11に記載している電話番号又はFAXで問い合わせること。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県立埋蔵文化財センター総務課

鹿児島県霧島市国分上野原縄文の森2番1号 郵便番号899-4318

電話番号 0995-48-5811

ファックス番号 0995-48-5820